

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第27号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年1月31日 21時00分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市若宮島西南西方沖 壱岐市所在の若宮灯台から真方位254° 21.2海里付近 (概位 北緯33° 46.3′ 東経129° 16.7′)
事故等調査の経過	平成26年3月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二金比羅丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15591（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機6番シリンダのピストン及びクランクピンメタルが焼損、クランクピンに亀裂等
事故等の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、主機を回転数毎分（rpm）約1,800で運転し、シーアンカーを入れて操業中、平成26年1月31日21時00分ごろ、船体が振動し、異音が発生したので、主機を停止した。 船長は、主機を始動し、約900rpmの軽負荷状態で運転したところ、異音が消えたので、2月1日00時30分ごろ壱岐市勝本漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約50cm
その他の事項	主機は、開放点検したところ、6番シリンダのピストン及びクランクピンメタル（以下「本件メタル」という。）が焼損し、クランクピンの注油穴を起点に亀裂を生じていた。 主機は、本インシデントの2日前に潤滑油の全量及び潤滑油コシ器エレメントを交換した際、異常は見当たらなかった。 船長は、主機の運転状態が悪いと感じた際、主機整備業者に点検整備を依頼していた。 主機は、約14年間使用されており、陸揚げ開放整備及び油受内部の清掃が行われておらず、本インシデント後、潤滑油に燃烧残渣及び夾雑物が混入していることが確認され、平成26年5月ごろ、主機整備業者により、船内で開放整備を実施された際、潤滑油が汚損され、劣化していることが確認されていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、若宮島西南西方沖で操業中、主機の油受内部の清掃が行われておらず、潤滑油に燃焼残渣及び夾雑物が混入しており、潤滑油が汚損され、性状が劣化し、潤滑が不良となり、ピストン及び本件メタルが焼損したことから、主機の負荷運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、若宮島西南西方沖で操業中、主機の油受内部の清掃が行われておらず、潤滑が不良となり、ピストン及び本件メタルが焼損したため、主機の負荷運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機は、ピストン抜き整備を実施する際、油受内部の清掃を行うことが望まれる。